自主規制レポート

個別事案審査制度編



個別事案審査制度編

目 次

【第1部	部 制度の概要】	1
1.	個別事案審査制度の概要	2
2.	個別事案審査制度を運営する各組織	5
【第2部	部 実施状況及び実施結果】	10
1.	2023年度の取組	11
2.	2023年度の活動状況	11
3.	2023年度における懲戒処分の実施状況	23

本冊子「2023年度自主規制レポート-個別事案審査制度編-」は、当協会自主規制のうち、個別事案審査制度の詳細及び2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の活動状況を簡潔に取りまとめています(各制度編については、下表のとおりです。)。

2023年度自主規制レポート - 品質管理レビュー制度編 -	品質管理レビュー制度の詳細及び2023年度の 運用状況を取りまとめた冊子です。
2023年度自主規制レポート - 上場会社等監査人登録制度編 -	上場会社等監査人登録制度の詳細及び2023年 度の運用状況を取りまとめた冊子です。
本冊子 2023年度自主規制レポート -個別事案審査制度編 -	個別事案審査制度の詳細及び2023年度の活動 状況を取りまとめた冊子です。
2023年度自主規制レポート - 自主規制のモニタリング編 -	自主規制のモニタリング機関である自主規制モニター会議の詳細及び2023年度の活動状況を取りまとめた冊子です。

上表の冊子等については、以下の当協会のウェブサイトにデータ掲載していますので、ご参照ください。

URL:https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/overview/

2023年度の自主規制レポートは、制度別の4分冊にて構成しておりますが、以下の項目は「品質管理レビュー制度編」にて掲載しております。ぜひ、こちらも併せてご覧ください。 《メッセージ》

- ・ 当協会会長からのトップメッセージ(iページ)
- ・ 自主規制担当副会長からのメッセージ(iiページ)

《概要を知るには…》

- ・ 日本公認会計士協会の概要(iiiページ)
- ・ 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組(ivページ)

第1部 制度の概要

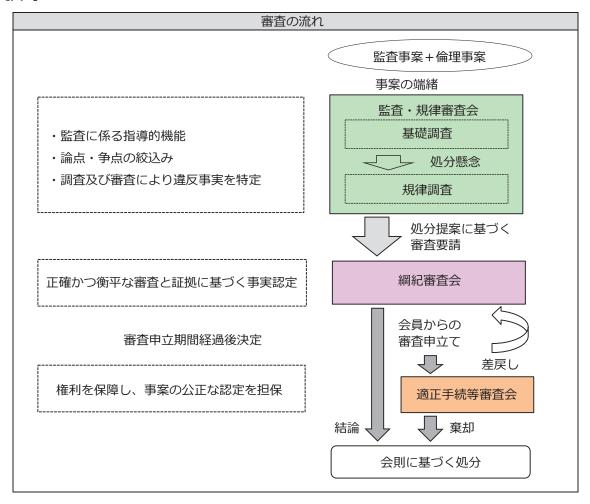
1

個別事案審査制度の概要

(1) 個別事案審査制度の概要

個別事案審査制度は、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成しています。監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的とし、綱紀審査制度は、当該処分懸念事案に係る懲戒処分について審査することを目的としています。審査の流れは【図1】のとおりです。

【図1】



(2) 監査・規律審査制度

会社の適時開示情報、新聞等で報道された記事、監査ホットラインへの情報提供等に係る個別の 監査事案について、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査及び審査を行い、当該 監査実施状況が不十分であるとき、その他監査・規律審査会が必要と認めたときは、当協会会長 (以下「会長」という。)が勧告又は指示を行います。

また、調査が必要と認められる会員及び準会員(以下「関係会員」という。)の倫理に関わる事案 及び当協会の会則により付託される事案についても、調査及び審査を行い、必要と認めたときは、 当該関係会員に対して、会長が勧告又は指示を行います。

さらに、関係会員に法令、会則及び規則の違反事実(以下「法令等違反事実」という。)の懸念がある場合には、法令等違反事実の有無に関わる事案として調査及び審査を行い、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは、監査・規律審査会の審査会長が会長に対して処分提案の意見具申をし、会長が綱紀審査会に対する審査要請を行います。法令等違反事実の懸念は、監査事案及び倫理事案の両方が対象となります。なお、監査法人に所属している会員だけではなく、組織内会計士の業務上の行為等に関しても、会則違反や倫理規則違反が認められた場合、懲戒処分の対象になります。

(3) 綱紀審査制度(適正手続等審査も含む。)

監査・規律審査会の処分提案に基づき会長から審査要請があった事案について、処分提案書に記載された法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡します。

懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反等があることを理由として、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。その場合に適正手続等審査会は、当該申立てについて審査を行い、これに理由があると認めたときは綱紀審査会へ事案を差し戻し、これを認めないときは、当審査申立てを棄却します。

綱紀審査会の審査結果について関係会員から審査申立てがなされなかった場合又は適正手続等審 査会において審査申立てが棄却された場合には、会長は会則に基づく懲戒処分を行います。

(4) 懲戒処分

当協会が行う懲戒処分は、自主規制団体としての責務を果たすために実施する制裁であり、これによって団体としての規律を維持するとともに会員に更なる社会的な使命の自覚を促し、会員が職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすことによって公共の利益に資するよう導くことを目的として実施しております。

当協会が会員及び準会員に対して科す懲戒処分は、「戒告」「会員権停止」「除名」「退会勧告」及び「行政処分請求」の5種類です。

懲戒処分の種別	内 容
戒告	会員及び準会員の会則等への違反に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止(注1)	会員及び準会員の会則違反に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間停止する懲戒処分
除名	準会員に対する懲戒処分(会費の長期滞納及び変更登録義務違反等)
退会勧告(注2)	会員及び準会員の会則等への違反に対し、当協会からの退会を勧告する懲戒処分
行政処分請求	上記各種の懲戒処分に付加される、金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する 解散命令その他の懲戒処分の請求

- (注1)会員権の停止は、監査業務を始めとした公認会計士の業務を制限するものではありません。なお、会員権(会 則によって会員及び準会員に与えられた権利)とは、総会に出席して評決する権利・役員の選挙権及び被選挙 権・会長に意見具申し、又は建言する権利・本会の会議に出席する権利を指します。
- (注2)退会勧告は、当該会員又は準会員が退会するまでの間、会員権停止の懲戒処分も併科されます。なお、退会 勧告の事由となった事実が会費納付義務違反、CPD義務違反、変更登録義務違反である場合において、当該 事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、退会勧告の効力をその確認されたときまでとする ことができます。

会長が懲戒処分をしたときは、その旨を会報、会員専用ウェブサイト及び当協会の事務所内に公示します。なお、上場会社監査事務所が懲戒処分を受けたときは、その名簿に記載がなされ、一定期間開示されます。

懲戒処分の種別及び内容が会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合や、退会勧告である場合等、また、審査事案に対する社会的関心、審査事案の社会的影響等を考慮し、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために必要と認めた場合には、会長が懲戒処分をした旨を一般に対しても公表することがあります。

なお、監査人である会員が協会の懲戒処分を受けた場合には、被監査会社の監査役等に、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を伝達する中で、遅滞なく、懲戒処分について通知があった日とともに、懲戒処分の対象、内容及び理由を伝達することになります。

当協会の懲戒処分は、関係会員の監査実施状況、監査意見の妥当性等に対して、同じ会員の目線で調査をし、監査の基準に照らして監査手続が十分であったかを判断し、その結果、会則に照らして違反があれば懲戒処分を科す、という重要な機能です。また、関係会員に対する懲戒処分にとどまらず、その他の一般の会員に対しても、公示文書や会長通牒を通じての注意喚起、研修を通じての事例提供による再発防止の教育、各会員のこれら対応状況の品質管理レビュー制度などを通じてのフォロー、さらに実務指針の見直しの必要性を検討するなど、幅広く会務に展開し、諸施策を講じています。

(5) 品質管理レビュー制度との連携

自主規制としての機能を有機的かつ適時適切に果たすために、品質管理レビュー制度と個別事案 審査制度の連携が強化され、監査・規律審査会又は品質管理委員会で重大な問題があると認められ た場合には、適時に相互に直接報告を行っています。

(6) モニタリング機能の充実強化

自主規制機能の基盤強化の観点から、当協会が収集している会員に関する情報の横断的・俯瞰的な利活用のための一元的な集約・分析、その結果に基づく新たなモニタリング活動の企画立案及び実施、既存のモニタリングの拡充のための方法の提案、並びに会員に対して行うモニタリング活動の統括を目的として、自主規制本部にリスクモニタリンググループを設置しています。情報の一元化等による個別事案審査制度と品質管理レビュー制度との効率的かつ効果的な連携の推進や、当協会自主規制としてのモニタリング機能の充実を推進してまいります。

2

個別事案審査制度を運営する各組織

(1) 監査・規律審査会

① 職務及び構成

ア. 職務

監査・規律審査会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、以下の事項を職務としています。なお、勧告又は指示は、指導的性格を有するものです。

- ・ 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関する調査及び審査、並びに会員及び準会 員の倫理に関する調査及び審査を行うこと。
- ・ 調査及び審査の結果、必要と認めた場合は、会員及び準会員に対して、会長名による勧告又は指示を行うこと。
- ・ 調査及び審査の結果、会員及び準会員に法令等違反事実があり懲戒処分が相当と認められた場合は、会長の承認を経て、当該事案を綱紀審査会へ回付すること。
- ・ 調査及び審査の結果、監査・規律審査会の審査会長が必要と認めた場合に品質管理委員 会委員長へ報告すること。

イ. 構成

監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、常務理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

委員及び臨時委員の人数は、以下のとおりです。

- ・ 審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。)
- ・ 副審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。)
- ・ 委員(審査会長及び副審査会長を除き15人。うち2人は会員外の学識経験を有する者)
- · 臨時委員(9人)

② 調査対象及び調査方法

監査・規律審査会では、審議の上で調査対象とした事案について、関係会員から報告を徴し、必要に応じて、事情聴取・質問の実施、監査調書等の資料の提出を求め調査しています。調査対象は、監査事案及び倫理事案があります。

ア. 調査対象事案の選定

調査対象とする事案については、以下の情報から抽出し、実際に調査対象とするかどうかは、監査・規律審査会の議決をもって決定しています。

(ア) 監査事案

- ・ 有価証券報告書等の訂正報告書
- ・ 適時開示情報(会社の不正、誤謬、倒産等)
- ・ 新聞等の報道記事情報(会社の不正、重要な虚偽表示の疑義、倒産等)
- ・ 当協会の監査ホットラインへの情報
- ・ 品質管理レビューにおいて監査意見の妥当性に疑念が生じた事案又は監査事務所の会則 及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長から報告が あったもの

(イ) 倫理事案

- ・ 新聞及び官報等の報道記事(倫理規則違反、税理士法違反等)
- ・ 会社の公表情報や監査事案の調査により判明した組織内会計士等である会員の倫理事案 (独立性違反、倫理規則違反等)
- ・ 品質管理レビューにおいて監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に 関し、品質管理委員会の委員長からの報告があったもの
- ・ その他会長から指示を受けたもの(会費長期滞納、CPD義務違反、変更登録義務違反等)

イ. 調査・審査方法

調査対象となった監査事案及び倫理事案は、関係会員から事情を聴取し、又は関係資料の提出を求める方法により調査します。

また、監査・規律審査会(2023年度は月1回から2回程度開催)において、利害関係のある委員を除く出席委員の3分の2以上をもって議決します。

③ 審査結果

審査結果は、次の四つに分類されます。

問題なし	特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。
問題なし (意見付記)	勧告又は指示には至らないものの、会員指導の観点から、今後の監査業務に参考となる 意見を付記した上で審査終了とする。
改善勧告・指示	綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程において不備が認められるため、文書により会長名で勧告又は指示する。また、原則として、関係会員から書面及びヒアリングにより改善措置の状況について回答を求める。
綱紀審査要請	法令、会則及び規則違反の事実があり、当該違反事実が懲戒処分相当であると判断した場合、会長に対し、綱紀審査会に対する審査要請を行う。

④ 監査提言集の作成

監査・規律審査会では、2008年以降、会員の監査業務遂行に際し参考となるよう調査事案を踏まえた提言を取りまとめ、監査提言集として毎年7月に公表しており、掲載事例は、会員が実施する監査業務の様々な段階で、監査業務の改善に資することを目的として選定しています。

なお、実際の調査事案を参考に作成していますが、必ずしも事案の全体像を明らかにしたものではなく、事実を一部編集しています。

(2) 綱紀審査会

① 職務及び構成

ア. 職務

綱紀審査会は、会員及び準会員の綱紀を保持粛清し、正確かつ衡平な処分を行うため以下の 事項を職務としています。

- ・ 監査・規律審査会の処分提案書に記載されている法令等違反事実を審査し、その処分内 容等を決定し、関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること。
- ・ 審査申立てがあった場合において、適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立て に係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。

イ. 構成

綱紀審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。 また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

委員及び予備委員の人数は、以下のとおりです。

- ・ 審査会長(1人。委員の互選による。)
- ・ 副審査会長(1人。委員の互選による。)
- ・ 委員(審査会長及び副審査会長を除き、5人。左記のうち、2人以上は会員外の学識経験 を有する者)
- 予備委員(7人)

② 審査対象及び審査方法

ア. 審査対象事案

- ・ 監査・規律審査会から回付された事案
- ・ 適正手続等審査会から差し戻された事案

イ、審査方法

対象となった事案は、監査・規律審査会が作成した処分提案書及び関係会員の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行い、関係会員等から事情を聴取し、又は質問をして回答を求め、関係資料の提出を求める方法により審査します。

また、綱紀審査会(2023年度は月1回から2回程度開催)において、出席委員の過半数をもって議決します。

当協会による懲戒処分は、関係会員の権利・地位等に重大な影響を与えることにもなることから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

③ 審査結果

審査結果は、次の三つに分類されます。

懲戒処分相当		法令等違反事実が認められ、懲戒処分を科すことが相当であるとの結論となった場合には、会長に対し懲戒処分の実施を求める。
懲戒処分相当でない	勧告	法令等違反事実は認められるが、懲戒処分を科すことまでは相当でない、又は 法令等違反事実が認められないとの結論となった論点において、会長名での勧 告を行うことを求める。
付当でない	その他	(例)関係会員が公認会計士法上の欠格事由への該当等により、公認会計士登録 が抹消され、審査対象から除外する場合など

なお、綱紀審査会の量定判断に関して、処分内容の公平性を担保するため、綱紀審査会運営細則第4条(処分内容の決定)に規定されている「懲戒処分の量定に関する考え方(量定ガイドライン)」を参考にして、個々の事案に応じた処分内容を決定しています。

(3) 適正手続等審査会

① 職務及び構成

ア. 職務

適正手続等審査会は、綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員からの 審査申立てについて、審査を行い、結論に影響を及ぼす手続違反、重大な事実誤認又は新たな 事実が判明したと認めたときは、綱紀審査会に当該審査を差し戻し、これを認めないときは、 当該審査申立てを棄却する旨を会長に報告することを職務としています。

イ. 構成

適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

委員及び予備委員の人数は、以下のとおりです。

- ・ 審査会長(1人。委員の互選による。)
- ・ 委員(審査会長を除き、4人。左記のうち、3人以上は会員外の学識経験を有する者)
- · 予備委員(4人)

② 審査対象及び審査方法

ア. 審査対象事案

綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された関係会員からの審査申立てがあった事案について、審査を行います。

なお、審査申立てを行った会員等について、以下では「審査申立会員等」と表記します。

イ. 審査方法

審査申立会員等から事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は関係資料の提出を求める方法により審査します。

また、綱紀審査会及び審査申立会員等の主張に基づき、適正手続等審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

③ 審査結果

審査結果は、次の三つに分類されます。

差戻し	綱紀審査会の結論に対する審査申立てに理由があると認めるときは、綱紀審査会に当該 事案を差し戻す。
棄却	審査申立てに理由があると認めないときは、当該審査申立てを棄却する。
その他	(例)審査申立会員等が公認会計士法上の欠格事由への該当等により公認会計士登録が抹 消され、審査対象から除外する場合など

第2部 実施状況及び実施結果

1

2023年度の取組

2023年度は、当協会における自主規制機能の一層の充実・強化を図るため、個別事案審査制度の円滑な運用、並びに監査の現場力向上に寄与する取組及び指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保に向け、自主規制団体としての更なる連携強化に取り組みました。

2

2023年度の活動状況

(1) 全般

2023年度における個別事案審査制度の事案数の推移の概観及び各会議の開催数は、【表1】のようになります。

下表では、終了事案のうち、次の機関への回付に係る件数のみを記載していますが、各機関における結論の内訳は(2)から(4)をご参照ください。

【表1】個別事案審査制度の事案数の推移

監査・規律審査会 (開催19回)

前年度からの		終了事案	19	
解越事案	24	うち綱紀審査会への 審査要請事案	(6)	
新規事案	29	翌年度への 繰越事案	34	(注1)

	綱紀審査会	查会 (開催16回)			適正手続等審査	会 (開	催18回)		
	前年度からの繰越事案	2	終了事案 うち適正手続等審査会への申立事案	5 (3) "	(注2)	前年度からの繰越事案	3	終了事案	5
Ĺ.,	新規事案	5	翌年度への 繰越事案	2		·新規事案	4	翌年度への 繰越事案	2

- (注1)年度末時点で審査要請手続中の事案があるため、件数に差異が生じています。
- (注2)一つの事案において複数の会員から審査申立てがあったため、件数に差異が生じています。

(2) 監査・規律審査会

監査・規律審査会における調査は、その調査の段階により、「基礎調査」と「規律調査」に分類されます。

まず、監査事案における「基礎調査」は、会社の適時開示情報や報道された記事等の情報を端緒として、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について、調査及び審査を行います。次に、「基礎調査」を進める中で、法令、会則及び規則の違反事実(以下「法令等違反事実」という。)があるという懸念が認められた場合に、法令等違反事実の有無に関わる事案として、「規律調査」に段階を進めます。

倫理事案は、倫理に関わる事案(監査事案以外)として、法令等違反事実の有無が根本的な論点となるため、取上げ時から規律調査として調査及び審査を行います。

2023年度に監査事案として取り上げた事案は17件であり、このほかに2022年度からの繰越事案が19件ありました(【表1】は、監査事案のほか倫理事案の件数も含まれる。)。このうち、13件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は基礎調査事案が18件、規律調査事案が5件、計23件となりました。

また、2023年度に倫理事案(CPE*義務違反、会費長期滞納、税理士法違反等)として取り上げた 事案は12件、2022年度からの繰越事案が5件、合わせて17件であり、このうち6件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は11件となりました。

※ 2023年度に審査した事案としては、2023年4月1日より継続的専門能力開発(CPD)制度に変更される以前の継続的専門研修(CPE)制度下の履修義務違反であるため、CPEとして表記しております。以下、綱紀審査会及び適正手続等審査会の審査終了事案の説明においても同様です。

基礎調査と規律調査の事案数の関係は、【表2】のとおりです。

【表2】基礎調査と規律調査の事案数の関係

監査事案【基礎調査】 監査事案【規律調査】 終了事案 10 終了事案 3 問題なし 問題なし 0 4 前年度からの 前年度からの 3 16 勧告 3 勧告 1 繰越事案 繰越事案 その他(取下げ) 3 綱紀審査要請 2 .. 5 ... 規律調査として継続 翌年度への 基礎調査からの 翌年度への 5 新規事案 17 18 5 繰越事案 繰越事案 継続事案 倫理事案【規律調査】 6^(注) 終了事案 問題なし 0 前年度からの 5 3 勧告 繰越事案 綱紀審査要請 4 . 1 その他(取下げ) 翌年度への 新規事案 12 11 繰越事案

(注)「終了事案」と下の内訳の合計との差異は、一つの事案で複数の関係会員が審査対象となり、審査の結果、関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の結論の内容(綱紀審査要請及び改善勧告)をそれぞれ1として集計していることにより生じています。

綱紀審査へ

なお、2023年度に監査・規律審査会で審査を終了した事案における、取上げから終了までの調 査期間は【表3】のとおりです。

【表3】取上げから終了までの調査期間

詳油ナスの調本期間	監査	倫理事案	
議決までの調査期間	基礎調査	規律調査	
~6か月	1 ^(注3)	_	3
6か月~1年	4	_	2
1年~1年半	3	1	1 ^(注3)
1年半~2年	_	1	_
2年~	2 ^(注3)	1	_
計	10 ^(注1)	3 ^(注2)	6

- (注1)基礎調査のみで終了した監査事案数
- (注2)規律調査まで進んで終了した監査事案数。なお、規律調査は、調査開始から6か月以内に議決を行うよう努めなければならないとされています。
- (注3)取下げにより調査を終了した案件
- (注4)取下げ事案を除く調査期間の最短及び最長

監査事案【最短:8か月、最長:29か月】、倫理事案【最短:1か月、最長:7か月】

① 監査事案

ア. 概観

近年の事案数の推移を示すと、【表4】のようになります。

【表4】監査事案の事案数の推移

	2019/10 ~2020/3	2020/4 ~2021/3	2021/4 ~2022/3	2022/4 ~2023/3	2023/4 ~2024/3
繰越事案	37[10]	35[11]	23[6]	18[2]	19[3]
監査業務審査会からの繰越	27				
規律調査会からの繰越	10				
新規事案	9	9	13	11	17
基礎調査から規律調査への移行 ^(注1)	[1]	[4]	[2]	[3]	[5]
計	46[11]	44[15]	36[8]	29[5]	36[8]
終了事案(注2)	11	21[9]	18[6]	10[2]	13[3]
重 ① 審査終了(問題なし)	7	6	8	3	4
要 ② 審査終了(意見付記) ^(注3)	1	2	2	0	0
審 ③ 改善勧告	3	9[5]	5[3]	7[2]	4[1]
事 案 ② 審査終了(意見付記) ^(注3)	0	4[4]	3[3]	0	2[2]
果 ⑤ その他 ^(注4)	0	0	0	0	3
(翌年度)繰越事案	35[11]	23[6]	18[2]	19[3]	23[5]

- (注1)括弧内の数字は、規律調査事案件数の内数です。
- (注2)終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計しています。
- (注3)結論は「問題なし」で改善勧告には至らないものの、監査・規律審査会での議論の結果、意見を伝える必要があると判断された場合に、意見を付記しています。
- (注4)「その他」は、事案の取下げにより調査を終了したものです。

<参考>

監査事案の新規取上げに至る検討状況は、【表5】のとおりとなります。

【表5】監査事案の新規取上げに至る検討状況

	日常的なモニタリング (注 (公表情報等)	□ 取上審議対象 □	²²⁾ 取上げ決定 ^(注3)
2023年度	372件	96件	11件(17事案)
2022年度	390件	92件	8件(11事案)
2021年度	333件	57件	9件(13事案)

- (注1)単純な記載誤り、注記のみの訂正、監査報告書の記載誤り等の軽微な訂正は、取上審議の対象から除いています
- (注2)事案の取上げにおいては、質的及び量的(売上高・各段階利益・総資産・純資産への影響等)な重要性を勘案 し、審議の上で決定しています。
- (注3)一つの会社で複数の監査事務所を取り上げた案件があるため、件数(会社単位)と事案数(監査事務所単位)で差異が生じています。

イ. 新規事案の内訳

【表5】における2023年度の取上げ案件を会社単位で分類すると、【表6】から【表9】のようになります。

【表6】市場別

市場	新規事案
東証プライム	4
東証スタンダード	4
会社法	3
合 計	11

【表7】業種別(東証ベース)

業種	新規事案
小売業	3
サービス	2
情報・通信	2
不動産	1
電気機器	1
卸売業	1
建設業	1
合 計	11

【表8】事案の分類

事案の分類	新規事案		
不正	5		
誤謬	1		
倒産	3		
その他(除外事項付監査意見)	2		
合 計	11		

【表9】表8の不正の内訳

不正の内訳	新規事案		
経営者不正	2		
従業員不正	2		
子会社・関連会社不正	1		
合 計	5		

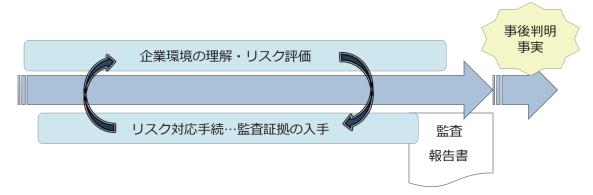
ウ. 改善勧告又は綱紀審査要請となった事案における不備の傾向

2023年度の終了事案のうち、改善勧告の結論になったものは4事案、綱紀審査要請の結論になったものは2事案でしたが、複数の不備事項が含まれる事案もありました。これらの事案における不備事項を分類すると、主に【表10】のような内容及び傾向となりました。また、【表10】に記載の不備が監査のどの段階で生じたものであるかのイメージを【図2】に示しています。

【表10】不備の傾向

企業環境の理解・リスク評価	・重要な虚偽表示リスクの識別、及びリスク対応手続の立案において、新規ビジネスに係る取引内容や内部統制を含む企業環境を適切に理解していなかった。・分析的手続が形式的であり、異常点を識別していなかった。・リスク対応手続において入手した監査証拠が、当初の評価の基礎となった監査証拠と矛盾する際の、リスク評価の見直しを行っていなかった。
リスク対応手続	 ・不正リスクへの対応において、実施した監査手続が不十分であった。 ・取引の事業上の合理性の検討が不十分 ・通例でないと考えられる取引に対する批判的な検討が不足(経営者による説明の裏付けを確認していない等) ・識別した不正リスクに対応する、より適合性が高く、より証明力が強い監査証拠の未入手
事後判明事実	・事後判明事実への対応を適切に行っていなかった。

【図2】



※ 入手した監査証拠によってリスク評価の見直しを行い、それに応じて、リスク対応手続も修正する。

② 倫理事案

事案数の状況は【表11】のようになります。

【表11】倫理事案の事案数の推移

	2019/10 ~2020/3	2020/4 ~2021/3	2021/4 ~2022/3	2022/4 ~2023/3	2023/4 ~2024/3
繰越事案	8	9	8	5	5
規律調査会からの繰越	8				
新規事案(注1)	6	12	7	8	12
会費長期滞納	0	1	1	1	1
CPE義務違反	1	5	0	2	1
変更登録義務違反	0	0	1	1	0
税理士法違反	5	2	3	0	3
その他	0	4	2	4	7
計	14	21	15	13	17
終了事案(注2)	5	13	10	8	6
① 問題なし	0	0	1	0	0
案 (2) 改善勧告 (2) 改善勧告 (3) では、 (4) では、	0	1	0	1	3
審 ③ 綱紀審査要請	5	11	10	7	4
案 件 の 審 3 綱紀審査要請 査 結 4 その他 ^(注3)	0	1	0	1	1
(注4) 計	5	13	11	9	8
(翌年度)繰越事案	9	8	5	5	11

⁽注1)2023年度の新規事案には、会費長期滞納、CPE義務違反、税理士法違反、その他倫理規則違反等があります。

③ 品質管理委員会との連携

監査・規律審査会と品質管理委員会との連携強化を目的として、月1回の頻度で自主規制月次協議会を開催し、課題の確認や報告等を行っています。

自主規制月次協議会では、監査・規律審査会の調査結果やレビュー結果の連携にとどまらず、監査・規律審査会の事案の取上げ検討に際し把握した監査事務所の品質管理に関する懸念事項の伝達や、リスクが高いと思われる事案に関する相互の対応状況や問題意識の共有、その他自主規制全体として制度相互の連携の実効性確保のための内規の整備等を行っています。

[·] (注2)終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計しています。

⁽注3)「④ その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消により調査を終了しています。

⁽注4)「終了事案」と「案件別審査結果」の差異は、一つの事案で複数の関係会員が審査対象となり、審査の結果、 関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の結論の内容(綱紀審査要請及び改善勧告)をそれぞれ1 として集計していることにより生じています。

④ 監査提言集の作成及び研修の実施

監査提言集は、会員及び準会員が実施する監査業務の様々な段階で、監査業務の改善に資することを目的として、監査・規律審査会における調査事案を踏まえた提言を取りまとめています。 2023年版の監査提言集においては、掲載事例及びコラムを複数追加しました。

さらに、監査提言集の解説として、監査・規律審査会の担当常務理事が講師を務め、全国研修会 を2回開催しました。

2023年版の監査提言集は、2023年7月1日付けで当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公表しました。また、会員以外の一般の方にも閲覧いただけるよう、監査提言集から、監査人が留意すべきポイント、事例の概要及び関連する実務指針等の概要を抽出した「監査提言集(一般用)」を、当協会ウェブサイト(一般用ページ)に掲載しました。

(会員専用ページ)https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20230703adi.html (一般用ページ) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230703aec.html

2024年版の監査提言集は、2024年7月に協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公表予定です。 なお、当協会では、懲戒処分の情報開示制度の見直し等、自主規制機関としての情報開示の拡充 を検討しており、従前の「監査提言集(一般用)」に代わる情報開示として、本レポートを一層充実 させるなどし、より価値の高い情報を発信できるよう、検討を進めてまいります。

⑤ メールマガジンの配信

監査提言集による会員・準会員への注意喚起の実効性の向上を目的として、毎月1回「会員・準会員向けメールマガジン」にて、監査提言集の事案の紹介記事等を配信しています。

監査提言集に掲載されている事案・コラムの紹介や、期末日近くの監査上の留意点、また、監査・規律審査会で実施した調査内容等について、監査シーズンやその時々のトピックに合わせ、手軽に読めるメールマガジンの形式で配信し、会員・準会員の監査業務の適切な遂行に資するよう、適時に注意喚起を行っています。

(3) 綱紀審査会

2023年度の報告対象期間中に綱紀審査要請された事案は5件であり、このほかに2022年度からの繰越事案が2件ありました。このうち5件を審査・議決し、申渡しを実施した結果、翌年度繰越事案は2件となりました。

近年の事案数の推移を示すと、【表12】のとおりになります。

【表12】綱紀審査会における事案数の推移

	2019/4 ~2020/3	2020/4 ~2021/3	2021/4 ~2022/3	2022/4 ~2023/3	2023/4 ~2024/3
繰越事案	0	0 1 (1) 10 (6)		9 (5)	2 (0)
新規事案(監査)	2	4	2	0	1
新規事案(倫理)	10	9	13	9	4
会費長期滞納	1	1	1	1	1
CPE義務違反	0	3	3	3	1
変更登録義務違反	0	0	1	1	0
税理士法違反	9	4	5	0	0
その他	0	1	3	4	2
計	12 (10)	14 (10)	25 (19)	18 (14)	7 (4)
終了事案(注1)	11 (9)	4 (4)	16 (14)	16 (14)	5 (3)
結 ① 懲戒処分	11	4	14 (13)	16 (14)	5 (3)
	1	1	3 (2)	2 (2)	1 (1)
結 ① 懲戒処分 論 の ク 内 容 (注2) 3 その他 ^(注3)	1	1	1 (1)	1 (1)	0
(翌年度)繰越事案	1 (1)	10 (6)	9 (5)	2 (0)	2 (1)

⁽注1)終了事案は、綱紀審査会からの審査結果の申渡しの日に基づき集計しています。

⁽注2)「終了事案」と「結論の内容」の差異は、一つの事案で複数の関係会員が綱紀審査対象となり、審査の結果、 関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の結論の内容(懲戒処分及び勧告)をそれぞれ1として集 計していることにより生じています。

⁽注3)「③ その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消により調査を終了しています。 (注4)括弧内の数字は、倫理事案の件数の内数です。

なお、2023年度に綱紀審査会で審査を終了した事案における、審査要請から終了までの審査期間は以下の【表13】のとおりです。

【表13】審査要請から終了までの審査期間

審査期間	監査事案	倫理事案
~3か月	-	2
3か月~6か月	_	1
6か月~1年	-	-
1年~1年半	_	-
1年半~2年	1	-
2年~	1	-
合 計	2	3

(注1)綱紀審査は、3か月以内に審査が終了するよう努めなければならないとされています。 (注2)監査事案【最短:19か月、最長:26か月】、倫理事案【最短:1か月、最長:5か月】

(4) 適正手続等審査会

2023年度の報告対象期間中に審査申立てされた事案は4件であり、このほかに2022年度からの繰越事案が3件ありました。このうち5件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は2件となりました。

近年の事案数の推移を示すと、【表14】のとおりになります。

【表14】適正手続等審査会の事案数の状況

	2019/10 ~2020/3	2020/4 ~2021/3	2021/4 ~2022/3	2022/4 ~2023/3	2023/4 ~2024/3
繰越事案	1	1	3 (2)	4 (3)	3 (1)
不服審査会からの繰越	0				
上場会社監査事務所登録・ 措置不服審査会からの繰越	1				
新規事案	0	2	3 (3)	3 (1)	4 (2)
綱紀審査会の懲戒の処分内容に対 する審査申立て	0	2	3 (3)	2 (1)	4 (2)
品質管理委員会の措置の決定に対 する審査申立て	0	0	0	1	
計	1	3	6 (5)	7 (4)	7 (3)
終了事案	0	0	2 (2)	4 (3)	5 (2)
結 ① 差戻し	0	0	0	2 (2)	0
の ② 棄却	0	0	2 (2)	2 (1)	5 (2)
内 容 ③ その他	0	0	0	0	0
(翌年度)繰越事案	1	3	4 (3)	3 (1)	2 (1)

⁽注)括弧内の数字は、倫理事案の件数の内数です。

なお、2023年度の適正手続等審査会における調査期間は【表15】のとおりです。

【表15】適正手続等審査会における調査期間

審査期間	監査事案	倫理事案
~6か月	_	2
6か月~1年	2	_
1年~1年半	1	_
1年半~	-	_
合 計	3	2

⁽注1)適正手続等審査は、6か月以内に事案審査が終了するよう努めなければならないとされています。

⁽注2)監査事案【最短:8か月、最長:13か月】、倫理事案【最短:4か月、最長:6か月】

(5) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

公認会計士法並びに会則及び倫理規則の改正を受け、懲戒処分の実効性を確保する方策を検討しています。

- ① 自主規制を取り巻く環境変化に対応した量定ガイドラインの見直し 「懲戒処分の量定に関する考え方について」(量定ガイドライン)の一部変更に関する検討を 行い、2023年7月31日付けで適用しました。
 - ・ 公認会計士法改正対応(CPD義務不履行に対する懲戒処分の量定ガイドラインの新設)
 - ・ 会則改正対応(CPDの不正な履修申告に対する懲戒処分のガイドラインの新設)
 - ・ 倫理規則改正対応(倫理に関する会則及び規則違反に対する懲戒処分のガイドラインの一 部変更)
 - ・ 監査意見に関する会則違反の懲戒処分のガイドラインの見直し 等
- ② 懲戒処分等における周知・公示公表制度の在り方(情報発信の充実・強化) 懲戒処分の周知、公示及び公表制度の見直しを検討し、会則・細則変更要綱案を含む報告書を取りまとめました。
 - ・ 周知制度の見直し
 - ・ 公示及び公表制度の見直し 等

なお、自主規制機関としての指導及び監督機能の更なる充実・強化を図るため、今後は以下の各 論点に関する課題対応策を整理・検討していく予定です。

- ・ 個別事案審査制度における懲戒処分と品質管理レビュー制度における措置の横断的な検討の 必要性
- ・ 適正手続等審査会の審査申立て要件及び実務上の課題を踏まえた規定整備の必要性 等

3

2023年度における懲戒処分の実施状況

2023年度に懲戒処分が実施された事案は7件ありました。近年の懲戒処分の種別(事案種別、懲戒処分の種別及び関係会員の種別)による推移を示すと、【表16】のようになります。

【表16】懲戒処分の種別による推移

					.9/4 20/3	202 ~20	.0/4 21/3	202 ~20	•		22/4		23/4 24/3					
1	敗戒処	分とな	よった	事案数	8	3	Ġ)	1	4	1	6	7	7				
		関係	会員の	の種別	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人				
				戒告	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0				
		監査	監査	監査	会員権停止	0	2	0	6	0	3	0	3	3	10			
		監査事案	懲戒	退会勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	事案	事	倫	-11	処分	行政処分請求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5		
	種別			倫理	倫理	倫理	σ	戒告	0	0	0	43	0	58	0	23	0	23
	,,,,						倫理	倫理	倫理	種別	会員権停止	0	31	1	16	2	12	0
			, , , ,	退会勧告	0	0	0	44	0	38	0	30	0	40				
		-13		行政処分請求	0	0	0	38	0	11	0	0	0	0				

⁽注1)一つの事案に複数の会員が関係する場合があるため、懲戒処分となった事案数と懲戒処分の種別の件数に差異が生じています。

なお、2023年度に懲戒処分が実施された事案7件につき、監査・規律審査会、綱紀審査会、適正手続等審査会における審査期間は【表17】のとおりです。

懲戒処分までの期間が長期化していることから、原因分析の上、期間短縮化に努めています。

【表17】懲戒処分が実施された事案の総審査期間

		監査・規律審査会	綱紀審査会	適正手続等審査会	合計(注)
	A社事案	1年 7か月	1年 5か月	1年 2か月	4年 9か月
監査	B社事案	1年11か月	2年 2か月	9か月	5年 6か月
	C社事案	2年 3か月	1年 8か月	9か月	5年
	CPE義務違反1	2か月	7か月	6か月	1年 5か月
	CPE義務違反2	2 to E	гhЯ	_	8か月
倫理	一部申立て	2か月	5か月	4か月	1年
	会費長期滞納	1か月	1か月	_	4か月
	X会員事案	2か月	2か月	_	6か月

(注)監査・規律審査会の取上げ日から、懲戒処分実施日までの期間

⁽注2)「行政処分請求」については、主たる処分内容に付加しています。

[、] (注3)倫理事案は、会費長期滞納事案、CPE義務違反事案等があります。

*法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材



教材コード T030011

研修コード 3101

履修単位 0.5単位

<申告方法>

電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPD指定記事専用)で申告してください。なお、複数の媒体に掲載していますが単位申告は1度のみ、申告方法はいずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

電子申告で単位登録を行う際は、「電子申告」「自己学習: CPD指定記事」で掲載媒体は、「自主規制レポート」を、掲載号は「自主規制レポート - 個別事案審査制度編 - 2024年6月発行」を選択し、申告してください。

FAX: 03-6867-0984

<単位の上限>

1事業年度に履修し申告できるCPD指定記事の単位の上限は 40単位です(ただし、CPD指定記事を含む自己学習全体で40 単位が上限です。)。

<問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会

(単位に関する問合せ)

問合せ窓口 cpd_support@sec.jicpa.or.jp

(内容に関する問合せ)

自主規制本部 監査・規律審査グループkks@sec.jicpa.or.jp

